

1 評価機関

2 受審事業者情報

(2) サービス内容

対象地域	千葉県柏市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	21	38	40	46	49	51	245		
敷地面積	3,500.01㎡			保育面積			1,853㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による内科健診、歯科健診、身体測定(毎月)、尿検査(4,5歳児) 視力検査(3,4,5歳児)、健康・衛生指導 他								
食事	自園調理による給食、アレルギー除去食対応								
利用時間	午前7時から午後7時まで								
休 日	日曜日・祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)								
地域との交流	園庭開放、育児講座、幼保こ小との連携、体験学習、実習生の受け入れ								
保護者会活動	定期総会、役員会、園行事								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	51	35	86	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	52	2	1（巡回）	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	6	4	
	子育て支援員	事務補助員	業務員	
	12	1	3	
	保育補助員			
	2			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	柏市役所保育運営課入園担当へ郵送での申し込み。		
申請窓口開設時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（祝祭日，年末年始を除く）		
申請時注意事項	柏市役所保育運営課入園担当までお問合せください。		
サービス決定までの時間	入園申し込みスケジュールの結果回答予定日参照。		
入所相談	柏市役所保育運営課入園担当までお問合せください。 園見学も随時受け付けています。		
利用料金	0歳児から2歳児：保護者が居住する市町村が定める利用料 3歳児から5歳児：無償化		
食事料金	3歳児から5歳児 6,000円/月（主食費：600円，副食費：5,400円）		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	【柏市保育園の保育目標】 生きる力を持つ子ども 【保育目標】 ・心も体も元気な子 【保育方針】 ・一人一人の気持ちに寄り添い、意欲・興味・豊かな感性を育む。 ・人との関わりの中で、優しさや思いやりの気持ちを育てる。 ・いろいろな遊びや経験を通して、丈夫な体作りをする。
特 徴	・令和元年12月に、豊四季保育園と豊四季乳児保育園が統合し、柏市で一番大きな保育園になりました。「赤い2つのアーチの屋根」が目印で、シンボルマークは「らいおんのレオ君」です。0歳児から5歳児までのお子さんたちの楽しそうな声があふれています。お子さんたちで、季節の花や野菜も育てて、生長を楽しんでいます。
利用（希望）者 へのPR	【楽しい保育園】 ・緑に囲まれた園庭で、虫探しや花摘み等自然と触れ合い遊んでいます。室内には、広々としたプレイルームがあり、ピアノに合わせてのリズム遊びや体操、ゲーム遊び等雨の日でも体を動かして遊んでいます。異年齢での関わりを大事にしており、生活の中で大きい子が小さい子のお世話をしたり、5歳児が主体で催す様々な行事に小さいクラスのお子さんたちが遊びに行ったり、異年齢での活動も盛んです。関わりの中で、自然に憧れや思いやりの気持ちも育まれています。 ・日本の伝統文化の継承も大切に、季節ごとに行事を取り入れています。 年末には、臼と杵を使用して餅つきを楽しみます。 ・友だちや保育士と様々な体験や経験をしながら、心の根っこをぐんぐん伸ばしています。 【子どもファースト】 ・豊四季保育園の職員は、常に「お子さんにとっての最善は何か」を考えて保育することをモットーとしています。「明日も保育園に行きたい!」「明日も〇〇をしてあそびたい!」と思ってもらえるように、お子さんの気持ちに寄り添い、心を込めて保育していきます。

福祉サービス第三者評価総合コメント	
特に力を入れて取り組んでいること	
1. 保育目標に沿った子どもの主体性を育む保育に取り組んでいます。	園では「心も体も元気な子」の保育目標に沿って、様々な体験や経験を通して、成長する子どもたちの可能性を育むことを目指しています。「豊かな感性、優しさや思いやりの気持ち、考える力、丈夫な体作り」の育成は行事やいろいろな遊びや様々な体験や経験を通して行われています。それぞれの体験や経験を通して培われた力を発揮できるように、子どもが主体的に楽しく過ごせるように環境を作っています。生活の中で大きい子が小さい子の世話をしたり、5歳児が主体で催す様々な行事に小さいクラスの子どもたちが遊びに行ったり、異年齢での関わる機会を多く持ち相手を思いやる心や信頼される喜びを実感することで、子どもは自らが考え、工夫する力を育んでいます。職員は「子どもにとっての最善は何か」を常に考え、保育が実践されています。
2. こどもの体作りを目的に園庭や広いプレイルームを有効に活用したプログラムを実施しています。	毎朝、園児たちによる体操を天候の状況によって、園庭か当園の広々としたプレイルームを利用して実施しています。また、園児たちの体づくりに、リズム遊びを取り入れています。プレイルームを利用して異年齢の園児が一緒に、ピアノに合わせたリズム遊びを行うことで心身とものの成長を促す取り組みを行っています。
3. 「エール」を活用して保育の質を高めています。	公立保育園の副園長が中心となり作成した「エール」は、柏市保育応援BOOKで、保育全般の注意・手順や気をつけることについて書かれたものです。柏市の保育目標である「生きる力を持つ子ども」を目指す中で、保育士がどのように保育を進め、子どもたちに伝えられることは何かを考えることや「保育士自ら専門性を見つめ直す姿勢と向上心を持ち日々保育をよりよくしていくこと」を目的に作成したものです。イラスト入りで、見た目に分かり易く書かれています。「エール」を新人保育士育成や職員の園内研修や指導に大いに活用し、保育の質の向上を図っています。
4. 地域の子育て家庭への支援に取り組んでいます。	ホームページの発信や施設などに設置したチラシで広告し、毎日の園庭開放や月一回のお楽しみ参加、行事招待などを行い、地域の子どもと保護者が園児と一緒に遊べる交流の場となっています。地域の子どもと保護者が話しやすい雰囲気づくりを心掛け、子育ての相談には担当者が丁寧に対応し、今年度からは育児講座を再開し、気軽に相談ができる場所として地域の子育て支援を大切にしています。
5. いろいろな遊びや経験を通して、子どもの元気な心と体を育んでいます。	緑に囲まれた園庭で自然と触れ合う遊びのほか、室内に広々としたプレイルームがあり雨の日でも体を動かして遊べる環境が整っています。また異年齢での関わりを大事にしており、プレイルームでは年齢の異なる子どもたちがクラスごとにピアノに合わせたリズム遊びや体操などで楽しみながら体を動かし、異年齢の子どもと一緒に遊ぶ中で自然に憧れの思いや思いやりの気持ちが育まれるような取り組みを行っています。
評価を受けて、受審事業者の取り組み	
第三者評価を受け、保護者アンケートでもたくさんのご意見、ご感想をいただきました。これからも、保護者の皆様とのコミュニケーションを大切に、お子様たちひとり一人の心と体の成長と保育の質の向上に向けて取り組んでいきます。嬉しい出来事だけでなく、悩みや困りごと等、何でも相談できる保育園作りに引き続き取り組みます。 お子様たちと職員が笑顔で楽しく過ごし、保護者の皆様に安心して預けていただける保育園を目指して、毎日を大切に積み重ねていきます。	

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果							
大項目		中項目	小項目	項目		標準項目	
						■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1	理念や基本方針が明文化されている。	3	
			理念・基本方針の周知	2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
				3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	
			計画の適正な策定	5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	
				8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
			職員の就業への配慮	9	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
				12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			利用者満足度の向上	13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			利用者意見の表明	14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	
			提供する保育の標準化	16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19	保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	
				20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	
				22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	
				23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	
				24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	
				25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	
				26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
			子どもの健康支援	27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	
				28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
			食育の推進	29	食育の推進に努めている。	5	
		5 安全管理	環境と衛生	30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
			事故対策	31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	
			災害対策	32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	
		6 地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	
計						136	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント) 理念・方針は市のホームページの子育てサイトに掲載するなどして情報を発信しています。理念・方針からは保育所の目指す方向や考え方が読み取れ、これに基づき園は各クラスごとに年間目標を設定し、日常の保育を実践しています。 子どもの成長に必要な5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)が保育方針から読み取ることが出来、この方針から年間計画や月間指導計画を作成することで具体的な保育活動へとつなげています。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 保育理念・方針、園目標、年間目標を玄関や事務室内、保育室内に掲示し、職員が日々確認できる環境を整えています。 保育理念・方針を年度初めに全職員に配信することで職員の周知が図れる仕組みとしています。さらに、研修や各種会議に於いても保育方針やそれぞれ目指す方向性や実施状況を話し合い、全職員間で情報共有や周知を徹底する取り組みが行われています。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 「重要事項説明書や園生活のしおり」に保育方針等を明示し、これをもとに保育園見学会や入園説明会の場を通じて、保護者に対して丁寧に説明を行っています。年間方針については入園後の保育懇談会で具体的に説明を行い、各クラスの目標、大切にしていきたい事、子どもたちの今後の成長の姿などを分かりやすく保護者に伝えています。その実践面については、月ごとのクラスだよりや毎日の連絡帳、ホワイトボード、送迎時の保護者との会話などで円滑に伝えています。		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント) 保育理念・保育方針から園独自の目標である「心も体も元気な子」の実践のため、0歳児から5歳児までの年齢に応じた年間指導計画を作成しています。この計画には3つの重点、「遊ぶ」「食べる」「眠る」を基本とした行事計画、指導計画、食育計画が含まれ、年目標から月案、週案へと段階的に展開しています。すべての計画の実施後に職員は自己評価を行い、全職員による反省、分析、評価を経て重要課題を明確にし、次回の計画作成へとつなげ、より良い保育の実現への取り組みを行っています。		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント) 園では現場の状況を把握する各担任が話し合い、子どもの状況に合わせた内容で年間行事計画、月間指導計画の策定へとつなげています。各行事は、子どもたちが自分も友だちも大切にできる心が育める機会となるよう計画を策定しています。その計画に基づく行事実績の評価は、各クラスの担任や担当毎の職員をはじめ園長、副園長が行い、さらに職員会議で評価と反省、次に活かすポイントなど、すべての情報を全職員で共有します。また、その中であげた改善が必要な課題は次年度の計画に反映させています。		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。

(評価コメント) 園長・副園長は日々の保育活動が安心・安全で楽しいものになるように、毎日、短時間でも職員とクラスごとに子どもの様子や気づいたことなどの情報の共有を行っています。年3回、定期的に職員をA、B、Cの3グループに分けた階層別会議を実施し、園全体のために必要な課題の抽出、具体的な提案で保育の改善を行う機会を設けています。さらに、クラス会議、週案会議等でも職員が意見を自由に出し、活発に話し合える環境を整えています。職員は知識・技術の向上を目的にして人事課、保育運営課、東葛支会等が主催する様々な研修に参加することが出来ます。		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 職員が遵守すべき倫理に関して「柏市職員倫理規定」と「臨時職員保育マニュアル」により明文化し、全職員に周知が徹底されています。写真や書類、連絡帳の取り扱いにおいても具体的な事例を基に検証を行い、細心の注意を払うことで、信頼性の向上に努めています。また、園内研修を通して子どもの人権や職員間のハラスメントに関する学びの機会を提供し、職場環境の改善と職員一人ひとりの倫理意識の向上に取り組んでいます。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 柏市人事課及び保育運営課が人事方針や職務権限規定の策定を行い、人材確保についても各園の状況を踏まえて計画的に進めています。人事評価は評価補助者、評価者、調整者による段階的なプロセスで行い、面談を通じて課題や評価内容を明確化し、職員の成長につなげる体制が整っています。また、会計年度任用職員についても自己評価シートで役割確認を行い、面談でフィードバックを受ける仕組みがあり、全職員に一貫した評価・育成の支援体制が構築されています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 職員の休暇や勤務時間、時間外労働の状況をシステムで管理し、全職員の勤務状況を常に把握する体制を整えています。また、把握した勤務状況の下で職員の休暇希望はクラスごとに取りまとめ、調整することで、職員の希望に沿って円滑に取得できる環境が整っています。また、大規模園のため、年齢ごとにフリー保育士を配置することで、安全・安心な保育運営を確保することが出来る体制を整えています。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 柏市人事課が策定した中長期的な人材育成計画では、職務や役割別に能力基準を明示し、計画的に研修等の育成活動を実施していく事で職員の成長につなげています。専門分野での研修は、保育運営課や千葉県保育士会東葛支会などと連携し、危機管理、自己評価、人権、保育実践といった幅広いテーマの研修に参加できる体制を整えています。また、OJTの仕組みとして新規採用職員には専任担当が一年間、独自のトレーニングシートを利用して実践的な指導・育成を行っています。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 子どもの人権に関しては、公立保育園の副園長が中心となり作成した「エール」(柏市保育応援BOOK)を活用して、子どもの権利擁護に関する園内研修を行い、全職員が自身の振り返りを行っています。事例をもとに職員の週案会議で話し合いの機会を設け、関わり方や言葉かけ等についての共通理解を深め、組織的に安心・安全な環境を目指しています。虐待が疑われる場合には、保育の中で視診し、園長、副園長に報告し、関係機関と連携し対応しています。毎月、要保護児童の情報共有も行っています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。

(評価コメント) 個人情報の保護については、入園時に「個人情報保護方針」と「個人情報保護に関する同意書」を配布し、利用目的や提供について説明し、同意を得ています。職員や実習生、ボランティアに対しても「臨時職員マニュアル」「実習生マニュアル」「ボランティアマニュアル」を活用してオリエンテーションで説明し、周知徹底しています。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 送迎時や連絡帳でのコミュニケーションを大切にし、保護者の不安や疑問に寄り添い、要望や意見を言いやすい雰囲気づくりを心がけています。きらりんピック(運動会)、きらきらステージ(おたのしみ会)や保育参加、保育参観、個別の保育懇談会を実施し、必ずアンケートを取り、保護者の思いの把握に努めています。要望や問題点があった場合には、速やかに職員間で周知し、解決策を話し合い対応しています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 保育園の玄関に「苦情相談窓口」とその担当者を掲示しています。入園時に保護者に配布する「重要事項説明書」に、相談、苦情等対応窓口及び担当者を明記し説明しています。柏市の策定した「クレーム対応マニュアル」があり、遵守し対応しています。保護者や地域住民の苦情(園庭での体操の騒音)に迅速に対応しています。普段の送迎時や連絡帳で保護者とのコミュニケーションを取るようにしている為ほとんどの問題はその時点で解決しています。相談、苦情の内容を記録し、職員間で共有しています。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 教育と保育の質の向上に向けて、柏市の「柏市子育て夢プラン」に基づく自己評価を年に2回実施しています。また、園独自の自己評価(個人)も年に2回行い、振り返りの機会を大切にしています。年間計画や月間指導計画、週案などを作成、実践、振り返りを行い、自己評価を行い、保育の質の改善・向上に向かってPDCAのサイクルを継続して実施しています。今年度から、第三者評価を受診し、第三者評価の結果を公表していく予定です。		
16	提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 柏市マニュアル一覧として、25項目に渡り、様々なマニュアルが整備されています。副園長が中心となり作成した「ユール」(柏市保育応援BOOK)を新人育成や職員の指導に活用しています。それぞれ職員がマニュアルを活用し、日々の保育を適切に実施しています。マニュアルの見直しは、保育を取り巻く社会情勢等の変化に応じ、保育の質の向上を目指して、職員の参画のもとに行っています。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 利用希望者の見学の問い合わせは、随時受付けています。次年度入園者への見学会については、市のホームページ等に掲載し、毎年11月に開催しています。保育園ガイドを配布し、園の概要や保育内容等の説明をし、園長や副園長が園舎内を案内すると共に、保護者からの質問や不安なこと等を開き、安心して入園の日が迎えられるように対応しています。平日10時から11時30分に園庭開放を行い、地域の子どもと保護者、園児と一緒に遊べる交流の場となっています。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園説明会では、「園生活のしおり」「重要事項説明書」に沿って保育園の方針や施設の概要等をパワーポイントで説明し、同意を得ています。また、持ち物等については実物を用意するなどわかりやすいように工夫しています。入園面接は、必ず個別に実施し、子どもの様子を見たり、家庭での様子を聞いたり、保護者の意向を確認し、記録として残し、担任に引継いでいます。保育懇談会などで保護者の意向についても確認し、記録しています。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。

(評価コメント) 全体的な計画は、柏市保育理念を基に、保育目標、保育方針及び保育所保育指針「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を基に発達過程などを組み込んで園長を中心にして、柏市で統一して作成しています。子どもの発達や子どもを取り巻く環境や地域の実態を考慮し、保育園独自の園目標、保育方針を基に各年齢の年間計画の目標の設定を行っています。年度ごとに検討を加え、職員の意見を反映させて作成しています。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画に基づき、年間指導計画、月案、食育計画を作成しています。2歳児から5歳児は年齢ごとの週案、0歳児から2歳児は個別の毎月ごとの計画を作成しています。支援が必要な子どもに対しては、個別に3期にわかれた指導計画を作成しています。作成はクラス、年齢間で話し合い、作成しています。各計画は、期ごとに担任間、年齢間で自己評価を行い、次の計画に活かしています。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 子ども一人ひとりの発達に見合った玩具が自由に取り出しやすい環境になっているか、年度当初に見直しを行っています。興味の変化により玩具の入れ替えや配置換えをしています。5歳児には空き箱や廃材を使って、自由な発想で製作を楽しめる環境を作っています。日々の保育や行事等も子どもたちの思いや発想を大切に、遊びの中でのブームや言葉や言葉を製作や活動の中に取り入れたり、サークルタイムで子どもたちと一緒に行事に向けての話し合いで子どもが主体的に活動できるように働きかけをしています。本年度のきらりんピック(運動会)では、子どもが自分の得意なものを選んで体育発表をしたり、遊戯では子どもがふりつけを考え主体的に取り組みました。5歳児のリレーでは、みんなの力を合わせることの大切さを知り、心の成長につながりました。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 園庭は緑に囲まれており虫探しや草花に触れたり、季節や気候を考慮し2歳と4歳児、3歳と5歳児に分かれて近くの公園へ散歩に行き、花見やどんぐり集めなど地域に出て近隣の方に見守られる中で遊びを楽しみ、園庭開放時に遊びに来た親子との交流の場を作っています。5歳児になるとバスに乗ってプラネタリウムや博物館に出かけたり、商店街に買い物に出かけたり社会体験の機会を設けています。メダカや昆虫の世話や観察、畑やプランターでの野菜栽培を通して動植物に接する機会を作り、保育に活用しています。また、季節の行事を大切にしており、集会を行ってそれぞれの行事の由来をわかりやすく伝えたり、歌を歌ったり、製作もしています。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 日常的な保育では、年齢を問わず様々な友達との関わりを持つ機会を大切にし、幼児組では年間を通して異年齢のグループを作り、行事など一緒に活動することで思いやりや憧れの気持ちが育つように援助しています。各年齢ごとに当番制度を取り入れ、あいさつや掃除、野菜の水やりなどその年齢に応じた仕事をする中で、人の役に立つ喜びを感じられるよう援助しています。友達同士のトラブルの際には子ども自身で解決できるよう見守り、時には双方の気持ちを代弁することで思いを伝え合い受け止められるよう、絵本などでその都度どんな言葉が良いのかを子どもと一緒に考え、様々なトラブルを学びにつなげて社会性を育むため丁寧に取り組んでいます。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもに対しては、「発達支援個別計画」を作成し、サポート保育士を配置しています。子どもとの話し合いをしたり子ども同士が協力している場を見守るなど、子どもの個を大切にしながら関わるよう配慮しています。子どもの気になる様子は記録して会議で全体に周知し、子ども発達センターの巡回指導や研修を定期的実施するほか療育施設の見学を通して専門的な意見や助言を受けています。送迎時の保護者とのコミュニケーションを大切にし何でも伝え合える関係づくりに取り組み、保育園全体できめ細やかな保育の協力体制を整えています。		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) 各年齢の保育者または担当が対応できるようシフト制を活用して、子どもと保護者が安心できる環境になるよう努めています。引き継ぎ事項は各クラスのノートを用いた書面と口頭で伝え合い、乳児や長時間保育を利用する子どもは連絡帳を用いて一日の様子を保護者に伝えています。延長保育対応職員も嘔吐・SIDS・危機管理などの研修を毎月実施、さまざまな立場の職員の意見を聞く場を設けています。定期的に玩具の入れ替えや点検、夏季は水分補給を行い、年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮し子どもの様子や状況に応じて年齢フリーの保育士も配置して、子どもが安全で安心な環境を整えるよう取り組んでいます。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 年2回の個別面談・保育参観・懇談会を定期的に実施し園や子どもへの理解を深めて協力体制を整え、保護者からの要望や子育ての相談を傾聴する姿勢を大切にしています。相談しやすい環境を心掛け、要望や相談内容は記録して園全体で共有し、必要があれば園長、副園長に相談して対応しています。日々の子どもの様子は送迎時や連絡帳で保護者とコミュニケーションを取り、活動内容はホワイトボードや写真の掲示などで伝えています。近隣の小学校と合同研修や公開保育を実施、5歳児の学校訪問や交流を通して就学へのスムーズな移行ができるよう連携しています。また保育所児童保育要録を作成し引き継ぎ会で情報を伝え、巡回指導や就学前相談など子どもの成長や発達に合わせ関係機関と連携を図っています。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 年間指導計画と照らし合わせ担任間で話し合い発達経過記録で子どもの発達や様子を記録し、毎年内科・歯科健診を実施、肥満や低体重・低身長などは栄養士や看護師による指導を行い、3、4、5歳児は視力検査を実施し健康カードで保護者に伝えています。SIDSについて毎年研修を行い全職員が対応できるようにし、午睡時は各年齢の時間ごとに呼吸チェックを行い、気温・室温の調整をして看護師の指導の下に子どもから目を離さないように留意し、保護者にはSIDSに関するポスターの掲示やリーフレットを配布して知識や危険性を呼びかけしています。毎日の登園時に健康観察や視診を行い、異常や気になることがあれば園長・副園長・看護師に報告、虐待対応マニュアルを基に関係機関と情報を共有し、子育てやDVなどの悩み相談のポスターの掲示やチラシを設置し、相談窓口の情報を提供しています。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 感染症発生時にはホワイトボードを活用し、注意喚起や園全体の情報が常に見られるように速やかに掲示しています。また嘱託医や保健所に連絡し指示に従っています。各クラスごとに嘔吐セットやバケツを設置、嘔吐や下痢などの対応が適切に行えるよう感染症等マニュアルを基に研修を実施し、事務室内に救急ベッドを設置する他簡易ベッドを複数用意し看護師による定期的な医療品や備品の補充と使用期限の確認を行い、子どもの怪我や体調の変化は園長・副園長・看護師に連絡、症状がひどい時は早めに保護者に連絡するなど子どもの健康状態を第一に考えて対応しています。感染症予防のため、手洗い指導、玩具・室内の消毒、換気は常に意識し徹底して行っています。		
29	食育の推進に努めている。	■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。

(評価コメント) 毎年食育計画を作成し、ナス、キュウリ、オクラなどの野菜作りを通して野菜やメニューに興味をもったり食材カードを使って食への関心を深め、調理員が各クラスを回ったり5歳児は年数回のクッキングを通して栄養士や調理員と関わりを持つように配慮しています。一人ひとりに合わせた無理なく食べられる分量にし体調不良時や離乳食の進め方など一人ひとりの子どもに寄り添い、状態に合わせて無理なく進めています。食物アレルギー対応については医師の指示書に従い除去食を提供、毎月献立表の確認や毎日の事務連絡ノートで把握・確認を行い、提供時は調理員、事務室、担任間で口頭の確認をし、専用のお盆や食器、顔写真付きのプレートを使用することで誤食防止に努めています。3、4、5歳児はグループ形式で楽しく会話をしながら食事を楽しめるように工夫しています。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 各クラスに二酸化炭素濃度測定器を設置しエアコン・加湿器で快適な環境を作り、午睡時には温湿度計を子どもの側に置き適切な温度と湿度が保たれているか把握しています。保育室の床や壁など子どもの手が届く場所やおもちゃは毎日消毒し、施設内外の水道にハンドソープを設置し1日3回蛇口を消毒しています。幼児組は看護師による手洗い指導を行い、おむつ交換時にはおむつマットと使い捨て手袋、鼻かみ時にも手袋を使用し衛生面に配慮しています。業務員と職員が連携を取りながら室内外の衛生管理に努めています。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 各クラスと事務室に緊急時対応マニュアルを設置、周知とともに速やかに対応できるようにしています。日頃からヒヤリハットを記録し、週案会議などで報告して職員全員に周知、事故発生後には報告書を作成し原因の分析を行い改善と再発防止に努めています。週一回安全点検を行い安全衛生責任者・事務室に速やかに伝え、迅速な対応をしています。不審者訓練を実施し、防犯カメラの設置・保護者の名札着用・送迎される全員の写真をカードにして確認・登降園時間以外の玄関や門の施錠・職員が事務室のカウンターに立つなどして安全対策の強化を行っています。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 毎月の避難訓練は様々な時間と場所を想定して行い、経路や避難場所、事務室に掲示してある役割分担表に沿って各自の役割を確認しながら安全に避難できるように対応し、大雨の際はスムーズに排水できるように排水口の蓋を空ける対策を講じています。毎年8月には防災ウィークを設け、引き渡し訓練の実施・避難経路の掲示・防災のしおりの配布・災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルの周知、体験などを行っています。また、消防署の指導のもと消火訓練や通報訓練、起震車体験も行っています。また訓練の安否確認では子どもの人数を把握する他、各職種(保育士・看護師・調理員・業務・シルバー)の職員の安否も分担して必ず確認するようにしています。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 平日10時から11時30分まで園庭開放を行い、地域の子どもと保護者、園児と一緒に遊べる交流の場を設けています。ホームページで発信したり保育園の玄関前や近隣の施設にチラシを置き、来園した保護者の子育て相談には担当や副園長が丁寧に対応し、行事の招待(七夕会やクリスマス会など)や月一回のお楽しみ会(紙芝居など)では話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。在園していない子どもの保護者も気軽に相談できる場所として地域の子育て支援も大切にしています。今年度より育児講座を再開しています。		